

コロナ対策

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象を拡大

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、自立支援のために支給する支援金の対象に「緊急小口資金および総合支援資金の初回を借り終わった世帯」を追加し、申請期限を延長します。

▼対象 次のすべての要件を満たす世帯

- ① 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯など、または緊急小口資金および総合支援資金の初回を借り終わった世帯(生活保護受給中の世帯は除く)
- ② 収入(月額)が次のa+bの額を超えないこと

a 市民税均等割非課税額の12分の1

- b 生活保護の住宅扶助基準額
- ③ 資産(預貯金および現金)が②aの6倍以下であること(ただし100万円以下)
- ④ ハローワークなどに求職申込し、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

▼支給額(月額)

単身世帯: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯: 10万円

▼受給期間 3カ月以内(ただし、3カ月を経て引き続き要件を満たす場合はさらに3カ月以内の追加支給が可能)

▼申請方法 順次①の世帯に送付している申請書類に必要な事項を記入し、添付書類とともに窓口または郵送で提出してください。

▼申請期限(期限延長後) 3月31日(木)

▼申請先(市)福祉課 生活支援係



▲ホームページはこちら



コロナ対策

新型コロナウイルスに伴う傷病手当金の適用期間を再延長

国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者のうち、会社員(給与収入のある方)が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われ、治療のため勤務ができず給与などを受け取ることができない場合に支給する傷病手当金の支給期間を再延長します。

▼適用期間(期間延長後)

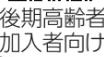
令和2年1月1日(水)〜令和4年3月31日(木)

▼申請方法

事前に電話で相談のうえ、ホームページにある申請書や必要書類を窓口または郵送で提出してください。



▲国民健康保険加入者向け



▲後期高齢者医療加入者向け

▼(市)医療保険課



固定資産税

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

商店・工場・農業・不動産などを営んでいる方は、1月31日(月)までに償却資産(固定資産税)の申告が必要です。

令和4年1月1日時点で市内に対象となる資産を所有している場合は、申告をお願いします。申告書がない場合は、送付しますので問い合わせください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▼対象となる資産

・事業に用いることができる構築物、機械、器具および備品など
・個人が売電や事業を目的に設置した太陽光発電設置や共同住宅の外構など

▼(市)税務課 資産税係



▲ホームページはこちら



コロナ対策

子育て世帯への臨時特別給付金10万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人につき10万円を支給します。

令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となる児童や令和3年9月出生で令和3年10月分の児童手当(本則給付)の支給対象となる児童には、令和3年12月27日に振り込み済みですが、次の方は申請が必要です。

▼対象 次のいずれかに該当する児童

- ・平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれの児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同未満)
- ・令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

▼申請方法

高校生の児童のみの保護者、公務員の方、令和3年10月以降に生まれた新生児の保護者は申請が必要です。申請が必要な方には、1月以降に案内を送付します。詳しくは、ホームページで確認してください。

▼申請期限 3月31日(木)(令和4年3月生まれの新生児については4月15日(金))

▼申請先(市)子育て支援課 児童福祉係 (市)吉川支所 市民生活課



▲ホームページはこちら

税金

保険税(料)について

税の申告用に社会保険料の納付額通知を郵送

令和3年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、1月末に納税義務者(被保険者)へ年間納付済額をはがきでお知らせします。

右記保険税(料)の納付額は、確定申告および住民税申告の際に社会保険料控除の対象となりますので、はがきは申告時まで大切に保管してください。

▼対象者 令和3年1月1日〜12月31日に右記保険税(料)を納付した納税義務者(被保険者)

減収した方の保険税(料)の減額・免除

令和3年中に減収した方の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせください。

▼対象者 新型コロナウイルス感染症

症の影響により、次のいずれかに該当する方

- ① 全額免除: 世帯の主な生計維持者(以下「生計維持者」という)が「死亡」または「重篤な傷病」を負った場合
- ② 一部免除: 生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入が減少し、次の全てに該当する方

・生計維持者の令和3年中の事業収入などが、前年に比べて10分の3以上減少
・生計維持者の令和3年中の所得金額などが1,000万円以下
・生計維持者の令和2年の総所得金額などが1,000万円以下(介護保険は除く)

▼受付期間 3月31日(木)まで

- ▼(市)国民健康保険課
- ▼(市)税務課 市民税係・管理係
- ▼後期高齢者医療保険料
- ▼(市)医療保険課 福祉医療係
- ▼介護保険料
- ▼(市)介護保険課 保険給付係

広告 空き家・不用品のことなら、お任せください!! ~兵庫県内どこでもかけつけます~

解体工事 不用品処分

一般のお客様大歓迎!!

ご依頼主様の気持ちに寄り添い、全力でサポート致します!

株式会社アクル Akulu Co., Ltd.

〒677-0054 西脇市野村町 821

0120-51-5005

お見積り・ご相談無料
お気軽にお問い合わせください